



除雪サービスの実施

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間に自力で除雪ができない世帯を対象に、生活用道路を確保するための除雪サービスを実施します。

対象世帯：ひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯（夫婦等）、身体障がい者世帯

収入要件（令和8年度）：世帯の収入が基準額（単身世帯113万円、夫婦世帯168万円）以内の方
※借家の場合や身体障がい者世帯は、基準額に加算があります。

除雪範囲：玄関先から公道（車道と歩道含む）までの概ね幅1メートル程度

除雪日：町が道路除雪を行う日（15cm以上の降雪が目安）

除雪期間：概ね12月上旬から3月下旬までを予定

申請：地区の民生委員または福祉課へ所定の申請書を提出

※申請後に実態調査を行い、対象世帯を決定し、通知書を送付します。

申請期限：11月16日（月）

対象外：除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいる方、個人で業者等に除雪を依頼している方
長期間留守にする方、生活保護受給中の方（担当ケースワーカーにご相談ください）

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120



冬期間のごみ収集・排出について

○粗大ごみ収集の冬期休業

12月から2月までの冬期間は、粗大ごみの収集を休業します。

クリーンセンター（豊丘町）への自己搬入は、冬期間も受け付けています。

（搬入可能日：祝日を含む月～金曜日 ※12月31日（木）～令和9年1月5日（火）は受入休止）

○冬期間のごみ・資源物の収集

資源物（缶・びん）排出用のコンテナは、冬期間（12月～3月）、除雪の妨げとなることを防ぐため、収集日の朝に設置します。

○悪天候時のごみ・資源物の収集中止・延期

大雪や暴風などの悪天候により収集が困難と判断した場合は、予告なく収集を中止・延期することがあります。中止・延期を決定した場合には、余市町LINE公式アカウントや町ホームページでお知らせします。どちらも利用できない場合は、お手数ですが環境対策課に電話で問合せください。

○乾電池や小型充電式電池等を出す際は、必ず絶縁処理をしてください

10月から、家庭で不要となった乾電池や小型充電式電池等の収集を開始していますが、収集した電池の多くで絶縁処理が行われていない状況です。

絶縁処理がされていない電池は、他の電池と接触することで発熱や発火を引き起こすおそれがあり、収集時の火災事故につながる危険があります。

安全な収集のため、排出する際は電池の種類に関わらず、必ず絶縁処理を行ってください。

<排出方法>

1. 絶縁処理を必ず行う

・ビニールテープ等で、電池の端子部（＋極や－極、USB接続部分、金属端子等）を覆う。

【単三乾電池の絶縁処理】



【リチウム蓄電池の絶縁処理】



2. 排出する

・絶縁処理を行った電池類は、透明な袋に入れて燃やさないごみの収集日にごみステーションへ出すか、電池類回収場所（環境対策課、余市消防署）へお持ちください。

※膨張している電池はごみステーションに出さず、電池類回収場所にお持ちください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118